

情 個 審 答 申 第 6 号
令和7年（2025年）3月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年（2022年）8月29日付け、財政発第000087号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切の文書の文書等開示請求拒否決定及び文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

- 1 熊本市長（以下「実施機関」という。）は、審査請求人の開示請求の対象文書として個人情報保護委員会の立入検査の記録を追加して特定し、更に該当するものがあれば、これを追加して特定し、開示決定等をすべきである。
- 2 実施機関の行った文書等開示（一部請求拒否）決定及び文書等開示請求拒否決定は妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和元年（2019年）8月30日、個人情報保護委員会は、本市から個人番号利用事務を受託していた事業者（以下「A社」という。）が本市に無許諾で個人番号を含むデータ入力業務を別の事業者に再委託していたこと（以下「本件再委託」という。）が本市の調査によって判明したとして、同社に対して指導文書を発出したことを公表した。
- 2 同年9月5日、審査請求人は熊本市長（以下「実施機関」という。）に対し、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、「番号法に基づく事務に関し、再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」についての文書等開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。なお、ここにいる「番号法」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう（以下同じ。）。
- 3 同月25日、実施機関は、本件開示請求に係る文書等の開示決定期限を同月27日までとする期限延長の決定を行った。
- 4 同年10月16日、実施機関は、対象文書を特定し、審査請求人に対し、①入札関係資料及び②報道発表資料につき文書等開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、③熊本市と受託者の契約関係資料、④受託者への通知関係資料、⑤特定個人情報漏えい等の報告について、⑥特定個人情報の取扱いの委託に関する報告の求めについて及び回答、⑦情報セキュリティ調査支援業務関係資料、⑧個人情報保護委員会検査結果通知書及び報告書につき文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分2」という。）を行い、⑨庁内検討・協議資料、⑩受託者の調査に係る資料、⑪再委託先の調査に係る資料につき文書等不開示決定（以下「本件処分3」という。）を行った。

- 5 令和2年（2020年）1月14日、審査請求人は対象文書の追加特定並びに本件処分2及び本件処分3の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。
- 6 同年2月28日、実施機関は、⑫報道発表に際し市議会の所管常任委員会委員等へ説明する事項をまとめた資料を対象文書として特定し、文書等開示決定（以下「本件処分4」という。）を行った。
- 7 令和3年（2021年）11月25日、実施機関は、⑬確認書（令和元年6月3日提出分）を対象文書として特定し、文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分5」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 対象文書の特定について

ア 実施機関が保有し、本件開示請求の対象にされるべき文書が、開示請求の意図を限定的に解釈したり、同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込みから対象とされていない文書が存在する可能性が大きいと考えられる。

イ 他の地方公共団体において、開示された文書と比較して、熊本市においては、他にも特定すべき文書があると思われる。

(ア) A社への照会、回答、現地調査に関する文書

今後の対応を決めるうえで、違法再委託発生の経緯や、再委託先での業務の実情等を確認することは不可欠のはずであり、実施機関が本件処分2で特定した「受託者への通知関係資料」以外にも調査がされ、記録が存在するものと考えられる。

(イ) 議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料

他の地方公共団体における公開状況から熊本市にも同様の文書が存在すると思われるので、特定し、開示すべきである。

(ウ) 個人情報保護委員会からの指導文書

令和元年8月30日付「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく指導」において、熊本市に対し、指導文書を発出したとされていることから、上記個人情報保護委員会からの指導文書を保有していると思われるので、対象文書として特定すべきである。

(エ) 事故報告書等の各文書

他の地方公共団体の開示状況から、熊本市においても「インシデント報告書(情報漏洩)」、「情報セキュリティ事故発生報告書」と同様の文書を作成していると考

えられるので、対象文書として特定すべきである。

(オ) 受託者選定に関する文書

再委託の発生要因として、業者選定過程で業務処理能力が的確に評価されていたかは、重要な問題点であるから、プロポーザル又は入札に関する文書も対象文書として特定すべきである。

(カ) 再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書

他の地方公共団体の開示状況から、熊本市においても同様の文書が存在すると思われるし、再委託・再々委託の発生要因として、業者選定過程で業務処理能力が的確に評価されていたかは重要な問題点であるから、対象文書として特定すべきである。

(キ) 想定問答集

国及び他の地方公共団体の開示状況から、熊本市においても市民等からの違法再委託問題についての問い合わせがあることは当然に予想されるので、想定問答集を作成していると考えられるし、違法再委託問題に対して熊本市がどのように対応するかは重要な問題点であるから、対象文書として特定すべきである。

(ク) 個人情報保護委員会の立入検査の記録

(a) 他の地方公共団体は、開示していることから、熊本市においても同委員会の立入検査の記録が存在するはずであるから対象文書として特定すべきである。

(b) 個人情報保護委員会の熊本市に対する「検査結果の通知」には、番号法第35条第1項の規定に基づき、検査をしたこと及び熊本市における違法再委託についての課題、問題点等の記載がある。よって、個人情報保護委員会の立入検査は明らかに本件再委託事案解明のためにも実施されているはずであり、「本件再委託事案の解明のために実施したものではない。」との熊本市の主張は虚偽である。また、熊本市において、個人番号利用事務の再委託についての法令及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの遵守状況等の確認結果は明らかに本件再委託事案が発生した経過がわかる文書に含まれる。

(c) 熊本市に対する「検査結果の通知」の「第2 改善すべき事項」にも「当該再委託は、番号法第10条第1項に違反する許諾のない再委託であることから」と記載されており、明らかに本件再委託事案についての立入検査がなされている。よって、対象文書として特定すべきである。

(ケ) 研修資料

番号法第10条第1項違反の再委託が発生した熊本市においては、当然、再発防止策の一つとしてこのような研修を行っているはずであるから、その研修資

料も対象文書として特定すべきである。

(コ) 本人への個別の連絡等をしないという判断に至る経過の文書、記録

熊本市においては、市のホームページに事案を掲載しているものの、特定個人情報漏洩した本人への連絡はしていないようである。違法な再委託により特定個人情報が大量に漏洩したにもかかわらず、本人への個別の連絡等をしないという判断に至る経過の文書、記録を対象文書として特定すべきである。

(サ) 特定個人情報が漏洩した当該本人を特定する経過についての文書、記録

違法な再委託により特定個人情報の漏洩が発生した当該本人を特定する経過についての文書、記録も対象文書として特定すべきである。

(シ) 特定個人情報が漏洩した当該本人に対する損害賠償の申出を行わないこととした判断に至る経過の文書、記録

特定個人情報の漏洩によりプライバシー権侵害があったにもかかわらず、当該本人に対する損害賠償の申出を行わないこととした判断に至る経過の文書、記録も対象文書として特定すべきである。

(ス) 特定個人情報が漏洩した当該本人の個人番号を変更しないという判断に至る経過の文書、記録

特定個人情報の漏洩が発生したにもかかわらず、当該本人の個人番号の変更を行わないという判断に至る経過の文書、記録も対象文書として特定すべきである。

(セ) 組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録

国では、再発防止 PT の議事に関する記録があるところ、熊本市における同様の組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録も対象文書として特定すべきである。

(ソ) 違法再委託が判明した地方公共団体から個人情報保護委員会に提出された確認書

個人情報保護委員会は違法再委託が判明した地方公共団体に対し、立入検査をして、検査結果通知書のほか、確認書を提出させているはずであるから、当該文書も追加特定すべきである。

(タ) 委託先と再委託先の間の契約に関する文書

他の地方公共団体においては、委託先と再委託先の間の契約に関する文書を対象分として特定している。したがって、熊本市においても委託先と再委託先の間の契約に関する文書を保有していると考えられるから、対象文書として追加特定すべきである。

ウ イに記載する文書ないし同様の性質の文書が存在するのであれば、あるいはそれ以外にも本件開示請求の対象とすべき文書が存在するなら、改めてそれらを対象として開示不開示の決定をすべきである。実施機関においては、必ずしも開示範

囲を狭める意図ではなく、開示を求めていると解した結果、対象外としたことも考えられるので、その場合は、審査会に諮問する以前に、実施機関において速やかに追加特定すべきである。

実施機関が追加特定をしないのであれば、審査会においてこれらの文書の存否及び対象として特定すべきか否かについて慎重に検討すべきである。

(2) 本件処分2、本件処分3及び本件処分5により不開示とした点について

以下により、不開示としたことは不当であり、取り消すべきである。

ア 条例第7条の不開示理由に該当するか否かは、不開示として保護すべき利益と、開示の公益性との比較衡量により判断すべきである。その上で、以下により、開示する公益的利益のほうが大きく、実施機関が条例第7条各号を理由に不開示とするのは不当である。

(ア) 不開示情報は、今後の事案解明を進めるにあたり重要な情報であり、かつ、原因分析や再発防止を講じるため、開示して市民が検討することが必要不可欠な情報である。

(イ) 再委託により関係者のプライバシーに脅威をもたらしたのは公益上の重大な問題であり、保護する利益よりも開示による公益的な利益のほうが大きい。

(ウ) 不開示により安全かつ平穏な市民生活の保持を不可能にさせるとともに、事実の隠蔽を助長し、市民の信頼を失墜させるものであるから、開示による利益が大きい(不開示にして保護すべき利益は小さい。)。

(エ) (受託者は自ら法令違反行為を行ったのであるから、)不開示とすることは事実の隠蔽を助長するおそれがあり、不開示にして保護すべき利益はほとんど存在しない。

(オ) 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(個人情報保護委員会、令和元年12月10日最終改正)」によれば、「番号法10条第1項違反の再委託については、番号法第19条にも違反することとなり、再委託を受けた者も番号法第15条及び第20条違反と判断される可能性があるため留意する必要がある。」とされているから、再委託先は法令違反を行ったと評価されてもやむを得ない。再委託を受託しようとする者は、受託者の許諾があるかどうかを確認するのが当然であり、これを怠った者はその事実が知られることとなっても受忍すべきである。

イ 熊本市は、不開示理由の説明にあたって、具体的に主張立証せず、裏付け資料等の提出もない。このため、熊本市の主張は名目的で抽象的なものとどまっている。

ウ 他の地方公共団体が開示しているのであれば、熊本市が不開示とする理由はあたらないので開示すべきである。(他の地方公共団体が開示する決定をしていることは、条例第7条各号に該当しないことを意味する。)

2 実施機関の主張

(1) 対象文書の特定について

ア 審査請求人が他の地方公共団体に対して本件開示請求と同様の開示請求を行った結果に基づき、本市に対し、本市が特定した文書の他に当該他の地方公共団体が開示した文書と同様の文書が存在するはずであると主張するところ、以下のとおり一部を追加特定し、開示するほかは、追加で特定し開示するものはない。

(ア) A社への照会、回答、現地調査に関する文書

「照会・回答」文書については、「受託者への通知関係資料」として特定し、一部請求拒否の決定をしたとおり。「現地調査に関する資料」については、「受託者の調査に関する資料」として特定し、請求拒否の決定をしたとおり。

(イ) 議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料

「報道発表に際し、市議会の所管常任委員会委員等へ説明する事項をまとめた資料」を特定し開示する。「市議会定例会における提案理由書及び常任委員会議事録」も特定したが、条例第2条第2号アにより、一般に容易に入手できるものであり、開示対象ではない。なお、個人情報保護審議会等への報告は実施していない。

(ウ) 個人情報保護委員会からの指導文書

「個人情報保護委員会検査結果通知書及び報告書」として特定し、一部請求拒否の決定をしたとおり。

(エ) 事故報告書等の各文書

審査請求人が添付している資料と同様のものはない。

(オ) 受託者選定に関する文書

「入札関係資料」として開示し、入札参加資格等について明らかにしている。

(カ) 再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書

このような調査は行っていない。

(キ) 想定問答集

「庁内検討・協議資料」として、請求拒否の決定をしたとおり。

(ク) 個人情報保護委員会の立入検査の記録

(a) 個人情報保護委員会の立入検査は、個人情報保護委員会が行政機関等・地方公共団体等に対して、法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの遵守状況等を実地に確認する定期的な検査であり、本件再委託事案の解明のために実施したものではない。

(b) 当該文書は、国等が実施する調査等に関する情報であって、検査に係る資料を開示することは、国の検査の手法が明らかになることであり、今後、国が検査を実施するにあたり、国の事務に支障を与え、国においても公表を行っていない情報について開示することは、国との協力関係又は信頼関係を著しく

損なうこととなる。

(ケ) 研修資料

(a) 研修については、セキュリティポリシーの周知や基礎知識の説明など情報セキュリティ全般に関し全庁的に実施されているものであり、本件再委託事案に特化したものではない。

(b) 全庁的に実施する情報システムの利用にあたってのセキュリティ全般に関するものであるため、「番号法に基づく事務に関し、再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」には含まれず、対象文書として特定できない。ただし、別途開示請求を行うことは可能である。

(コ) 本人への個別の連絡等をしないという判断に至る経過の文書、記録

庁内の検討資料につき、令和元年（2019年）10月16日付税市民発第368号の文書開示請求拒否決定通知書にて請求拒否の決定をしている。

(サ) 特定個人情報が漏洩した当該本人を特定する経過についての文書、記録

庁内の検討資料につき、令和元年（2019年）10月16日付税市民発第368号の文書開示請求拒否決定通知書にて請求拒否の決定をしている。

(シ) 特定個人情報が漏洩した当該本人に対する損害賠償の申出を行わないこととした判断に至る経過の文書、記録

文書は存在しない。

(ス) 特定個人情報が漏洩した当該本人の個人番号を変更しないという判断に至る経過の文書、記録

庁内の検討資料につき、令和元年（2019年）10月16日付税市民発第368号の文書開示請求拒否決定通知書にて請求拒否の決定をしている。

(セ) 組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録

文書は存在しない。

(ソ) 違法再委託が判明した地方公共団体から個人情報保護委員会に提出された確認書

資料が存在したため、特定し開示する。

(タ) 委託先と再委託先の間の契約に関する文書

再委託先の調査に係る資料として請求拒否の決定をしている。請求拒否の理由については、文書等開示請求拒否決定通知書に記載のとおり。

(2) 本件処分2、本件処分3及び本件処分5により不開示とした点について

ア 「再委託先名」については、条例第7条第3号ア及びイを根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第3号アを不開示理由としている点について

行政上の義務違反がある場合に、行政が特定の業者の氏名を公表し、注意喚起を行う場合があるが、このような氏名公表は、制裁的な意味合いを持つ場合もあ

る。本件においては、再委託先は、明らかな法令違反を行ったわけでもなく、情報の漏洩もあっていない状況の中、再委託先名が公表された場合には、再委託先の社会的評価や社会的信用を損なう可能性が十分あることを考慮すると、不開示とすることが妥当である。

(イ) 条例第7条第3号イを不開示理由としている点について

(書面はないものの) 再委託先から「再委託先名」を公にしないとの約束の下に事案解明のための情報を得たものである。

イ 「受託者の主張に係る部分」については、条例第7条第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

a 本再委託事案については、本市としては、番号法に違反し再委託が行われたと判断したが、受託者においては、未だその事実を認めていない状況である。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが想定され、「受託者の主張に係る部分」は、重要な証拠となる。よって、訴訟等が生じた場合も適正に事務を遂行するために開示すべきでないものである。

b また、受託者は当該内容が公になることを前提として主張を行ったものとはいえず、開示により公にすることにより、受託者の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のような受託者の主張を開示することとなると、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

ウ 「証拠に係る部分」については、条例第7条第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

a 本再委託事案については、本市としては、番号法に違反し再委託が行われたと判断したが、受託者においては、未だその事実を認めていない状況である。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが想定され、証拠に係ることを明らかにすることで受託者が証拠隠滅を図ることも考えられる。よって、訴訟等が生じた場合も適正に事務を遂行するために開示すべきでないものである。

b 受託者の主張を開示することは、受託者の主張に係る資料をどのように市が保有し、又は把握しているかについて受託者の知るところになり、受託者が訴訟を提起した場合には当該事務事業の適正な遂行に支障が生じることになる。また、証拠に係る部分は再委託先から任意の協力の下に得られたものであり、これを開示すると、再委託先の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のように、任意の協力の下に得た証拠を出すとなる

と、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

エ 「市の検討部分」については、条例第7条第5号及び第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第5号を不開示理由としている点について

a 受託者が一貫して再委託の事実を否定している中で、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る部分を開示することにより、今後事案説明を進める場合に受託者からの様々な働きかけがある可能性は否定できず、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

b 市の検討部分を開示することは、本事案についての本市の検討状況が受託者の知るところになり、受託者が訴訟等を提起した場合には当該事務事業の適正な遂行に支障が生じることになる。この場合において、受託者は関係者への働きかけを行う可能性もあり、そうすると率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる。

(イ) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

a 開示した場合、本市の意思決定の手順等が明らかとなり今後の事務の遂行に支障が出る。

b 「市の検討部分」を開示すると、相手方が市の検討方針に応じた対応策を講じる可能性があり、争訟、交渉等、本市の事務事業に実質的な支障が生じる可能性が高いと考える。

オ 「検査に係る部分」については、条例第7条第7号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第7号を不開示理由としている点について

検査に係る資料を開示することは、国の検査の手法が明らかになることであり、今後、国が検査を実施するにあたり、国の事務に支障が生じると考えられる。そして、これらの検査に係る部分は、国においても公表を行っていない。本再委託事案については、受託者が再委託の事実を認めていない状況であり、検査に係る部分を開示すると受託者が、国等に対し、その事務に支障があるように働きかけを起こす可能性があることから、国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると考えられる。

カ 「庁内検討・協議資料」については、条例第7条第5号、第6号及び第7号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第5号を不開示理由としている点について

「庁内検討・協議資料」には、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されており、国との連絡に関するものも記載されている。受託者は再委託の事実を認めていない状況であり、庁内検討・協議資料を開示す

ることは、本事案についての本市の検討状況が受託者の知るところになり、受託者が訴訟等を提起した場合には適正な事務の遂行に支障が生じることになる。この場合において、受託者は関係者への働きかけを行う可能性もあり、そうなること率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる。

(イ) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

- a 「庁内検討・協議資料」には、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されており、国との連絡に関するものも記載されている。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが想定される。
- b 庁内検討・協議資料を開示することは、受託者の主張に係る資料をどのようにして市が保有し、又は把握しているかについて受託者の知るところになり、受託者が訴訟を提起した場合には当該事務事業の適正な遂行に支障が生じることになる。また、受託者は当該内容が公になることを前提として主張を行ったものとはいえず、開示により公にすることにより、受託者の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のような受託者の主張を開示することとなると、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

(ウ) 条例第7条第7号を不開示理由としている点について

- a 「庁内検討・協議資料」には、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されており、国との連絡に関するものがあるが、開示することにより受託者からの様々な働きかけが国へ及ぶことが考えられる。
- b 庁内検討・協議資料を開示することは、国の検査の手法が明らかになることであり、今後、国が検査を実施するにあたり、国の事務に支障が生じると考えられる。そして、これらの検査に係る部分は、国においても公表を行っていない。本再委託事案については、受託者が再委託の事実を認めていない状況であり、検査に係る部分を開示すると受託者が、国等に対し、その事務に支障があるように働きかけを起こす可能性がある。
- c よって、国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると考えられる。

キ 「受託者の調査に係る資料」については、条例第7条第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

- a 「受託者の調査に係る資料」には、本市が行った受託者の調査に係ることで再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されている。本再委託事案については、本市としては、番号法に違反し再委託が行われたと判断したが、受託者においては、未だその事実を認めていない状況である。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが

想定され、「受託者の調査に係る資料」は、重要な証拠となる。訴訟等が生じた場合も適正に事務を遂行するために開示すべきでないものである。

- b 受託者の調査に係る資料を開示することは、受託者の主張に係る資料をどのように市が保有し、又は把握しているかについて受託者の知るところになり、受託者が訴訟を提起した場合には当該事務事業の適正な遂行に支障が生じることになる。また、受託者は当該内容が公になることを前提として主張を行ったものとはいえず、開示により公にすることにより、受託者の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のような受託者の主張を開示することとなると、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

ク 「再委託先の調査に係る資料」については、条例第7条第3号イ及び第6号を根拠に不開示とした。理由は次のとおりである。

(ア) 条例第7条第3号イを不開示理由としている点について

- a 「再委託先の調査に係る資料」には、本市が行った再委託先の調査に係ることで再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されている。それらの情報は、再委託先から公にしないとの約束の下に任意に提供されたものである。
- b 再委託先の調査に係る資料は、書面はないものの再委託先から公にしないとの約束の下に任意に提供されたものである。

(イ) 条例第7条第6号を不開示理由としている点について

- a 本再委託事案については、本市としては、番号法に違反し再委託が行われたと判断したが、受託者においては、未だその事実を認めていない状況である。今後、受託者により事実認定の是非や公表等による損害などについて訴訟が提起されることが想定され、「再委託先の調査に係る資料」は、重要な証拠となる。よって、訴訟等が生じた場合も適正に事務を遂行するために開示すべきでないものである。
- b 不開示部分は再委託先から任意の協力の下に得られたものであり、これを開示することにより、再委託先の今後の協力を得られなくなる可能性が大きいと考える。加えて、本件のような任意の協力の下に得た証拠を出すとなると、今後、検査や調査を行う場合に、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障が生じる可能性は大きいと考える。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めているのは、番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経緯が分かるもの一切の文書で

ある。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

ア 審査請求人が対象文書として特定すべきと主張する以下の文書についてそれぞれ判断する。

(ア) 「議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料」

当該文書については、実施機関は、審査請求人の追加特定の求めに応じて、本件処分4において「報道発表に際し、市議会の所管常任委員会委員等へ説明する事項をまとめた資料」を追加で特定し開示している。

また、実施機関が特定した「市議会定例会における提案理由書及び常任委員会議事録」は、一般に容易に入手できるもの（条例第2条第2号ア）に該当し、開示対象となる「文書等」に該当しないものであると認められる。

さらに、「個人情報保護審議会等への報告」は実施していないため、文書は存在しない。」と主張する実施機関の主張に不自然、不合理な点もない。

したがって、その他に追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 「受託者選定に関する文書」

当該文書については、「入札関係資料」として、本件処分1で特定した文書において、文書等開示決定がなされており、その他に追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 「違法再委託が判明した地方公共団体から個人情報保護委員会に提出された確認書」

当該文書については、実施機関は、審査請求人の追加特定の求めに応じて本件処分5において「確認書」を追加で特定し開示しており、その他に追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(エ) 「A社への照会、回答、現地調査に関する文書」、「個人情報保護委員会からの指導文書」、「想定問答集」、「本人への個別の連絡等をしないという判断に至る

経過の文書、記録」、「特定個人情報漏洩した当該本人を特定する経過についての文書、記録」、「特定個人情報漏洩した当該本人の個人番号を変更しないという判断に至る経過の文書、記録」及び「委託先と再委託先の間の契約に関する文書」

当該文書については、本件処分2及び本件処分3で特定し、請求拒否の決定又は一部請求拒否の決定がなされており、その他に追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(オ) 「事故報告書等の各文書」、「再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書」、「特定個人情報漏洩した当該本人に対する損害賠償の申出を行わないこととした判断に至る経過の文書、記録」及び「組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録」

当該文書については、文書が存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(カ) 「研修資料」

当該文書について、審査請求人は、「特定個人情報につき、地方公共団体が講ずべき安全管理措置等についての研修資料は、個人番号利用事務の再委託についてどのように熊本市において全庁的に周知されていたかという情報も含まれているはずであり、これは明らかに本件再委託事案が発生した経過がわかる文書に含まれる。」と主張する。

しかし、研修は、セキュリティポリシーの周知や基礎知識の説明など情報セキュリティ全般に関し全庁的に実施されているものであり、本件再委託事案に特化したものではなく、開示請求書記載の請求内容である「番号法に基づく事務に関し、再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」という記載からは、全庁的に実施する情報システムの利用にあたってのセキュリティ全般に関する研修資料が対象文書となるものと解することはできない。

したがって、追加で特定し開示する文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

(キ) 「個人情報保護委員会の立入検査の記録」

当該文書について、当審議会が見分したところ、「個人情報保護委員会の立入検査の記録」には、本件再委託事案に関する検査の記録も記載されていることを確認した。

この点、実施機関は、個人情報保護委員会の立入検査は個人情報保護委員会が行政機関等・地方公共団体等に対して法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの遵守状況等を実地に確認するために実施された定期的な検査であり、本件再委託事案解明のために実施したものではないと主張する。

しかし、当該記録に本件再委託に関する内容が記載されているのであれば、当該記録は「番号法に基づく事務に関し、再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」に含まれると解すべきであり、たとえ当該検査が定期的、一般的・網羅的なもので本件再委託事案解明のために実施されたものでなかったとしても、そのことをもって当該記録を対象文書として特定しない理由とはならない。

よって、実施機関の主張に合理性があるとは認められない。

イ 結論

以上より、審査請求人が追加特定を主張する上記（ア）から（カ）までの文書の特定に係る実施機関の判断は妥当であるが、（キ）の文書を対象文書として特定しなかった判断は妥当ではない。

(2) 不開示部分の妥当性について

ア 審査請求人は、実施機関が本件処分2で不開示とした部分のうち、「再委託先名」「受託者の主張に係る部分」「証拠に係る部分」「市の検討部分」「検査に係る部分」について開示すべきと主張するので、これらの部分を不開示としたことの妥当性について検討する。

また、審査請求人は、実施機関が本件処分3で不開示とした「庁内検討・協議資料」「受託者の調査に係る資料」「再委託先の調査に係る資料」の各文書について開示すべきと主張するので、これらの文書を不開示としたことの妥当性について検討する。

イ 「再委託先名」の部分について

（ア） 条例第7条第3号ア該当性について

- a まず、当該情報は、条例第7条第3号本文の「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。
- b 次に、「再委託先名」が同号アの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当するかについて検討する。

本件処分2で開示された文書においては、委託先は実施機関が行った調査の結果、本市との契約に違反するとともに、法令違反（番号法第10条）であるとの評価がなされているが、再委託先は個人情報保護委員会から法令違反であるとの評価を受けておらず、指導の対象にもなっていない。このような状況の下で再委託先名を公にすることは、再委託先にも法令違反があったと誤認させ、再委託先の名誉、社会的評価等が損なわれる蓋然性が高く、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ」があると認められる。

この点、審査請求人は、当該許諾の確認を怠って違法な再委託を受託した者

については、当該受託した事実が知られても受忍すべきであり、「正当な利益を害する」とはいえないと主張するが、上述のとおり、再委託先は個人情報保護委員会から法令違反であるとの評価を受けておらず、指導の対象にもなっていないのであるから、再委託の事実が知られることを受忍すべき立場にあるとは言えない。

- c 以上より、当該情報が条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第3号イ該当性について

- a 当該情報が「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当することは前述のとおりである。
- b 次に、当該情報が同号イにいう「実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの」に該当するかについて検討する。

当審議会が確認したところ、再委託先から実施機関に提出された文書は再委託先が当該情報を公にしないことを条件に提出されたものであることが認められる。したがって、実施機関が「再委託先からは、公にしないとの約束の下に事案解明のための情報を得たもの」であると主張する点について、不自然、不合理な点は認められない。

また、「再委託先名」については、これを公にすると、再委託先にも法令違反があったと誤認させ、再委託先の名誉、社会的評価等が損なわれる蓋然性が高いと認められる点は、前述のとおりであり、このような状況において、再委託先から再委託先名を公にしないとの約束の下に任意の情報提供を受けることを約束することは、事案解明のために必要かつ有効な手段であると認められ、「当該約束の締結が状況に照らして合理的である」と認められる。

- d したがって、当該情報が第7条第3号イに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 「受託者の主張に係る部分」及び「証拠に係る部分」について

(ア) 条例第7条第6号該当性について

- a 当該部分には、受託者に対する調査で実施機関が把握した受託者の主張に係る資料を市がどのように保有し、又は把握しているかに関する情報が記載されている。そして、これらの情報は、実施機関と受託者との間で将来訴訟が係属することとなった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。したがって、これらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。
- b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検

討すると、これらの情報は前述のとおり当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、当該訴訟における実施機関の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

c 加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示するとなると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。

d 以上より、当該情報が条例第7条第6号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 「市の検討部分」について

(ア) 条例第7条第5号該当性について

a 当該部分に記載された情報は、再委託の事実を認定する意思決定のために作成又は取得した資料やその経過の記録など意思決定の過程において発生し利用される情報であり、「実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

b 次に、当該部分が同号の「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかについて検討する。

本件のように法令違反・契約違反の疑いのある事案における検査や調査事務について、これらの情報を開示すると、将来の同種の事務における率直な意見交換が不当に損なわれたり、外部からの圧力、干渉等によって意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。

c したがって、当該情報が条例第7条第5号に当たるとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

a 当該部分には、本市の意思決定の手順や市の検討方針等が記載されていると認められる。これらの情報は、実施機関と受託者との間で将来訴訟となった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。したがって、これらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。

b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検討すると、これらの情報は前述のとおり当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、訴訟を提起された場合に相手方が市の検討方針に応じた対応策を講じるなど、実施機関の訴訟当事者としての地

位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

- c 加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示するとなると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。
- d 以上より、当該情報が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 「検査に係る部分」について

(ア) 条例第7条第7号該当性について

- a 当該部分の内容は、「国等との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当する。
- b 次に、当該部分が同号の「開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの」に該当するかについて検討する。
- c 当該情報には、一般に公開されていない国の検査の手法に係る部分が含まれている。これらの情報を開示した場合には、検査先が国の検査手法に応じた対応策を講じることが可能となるなど、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となるなど、今後の国の検査活動に支障を生じさせるおそれが認められ、そのことにより、「国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」と認められる。
- e したがって、当該情報が第7条第7号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ 「庁内検討・協議資料」について

(ア) 条例第7条第5号該当性について

- a 当該文書には、再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容など、その意思決定のために作成又は取得した資料やその経過の記録など意思決定の過程において発生し利用される情報が記載されており、これらの情報は条例第7条第5号の「実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。
- b 次に、当該文書を「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるかについて検討する。

本件のように法令違反・契約違反の疑いのある事案における検査や調査事務について、これらの情報を開示すると、将来の同種の事務における率直な意

見交換が不当に損なわれたり、外部からの圧力、干渉等によって意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。

- c したがって、当該文書が本件条例第7条第5号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

- a 当該文書には、本市が再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されており、受託者に対する調査で実施機関が把握した受託者の主張に係る資料を市がどのように保有し、又は把握しているかに関する情報が記載されている。そして、これらの情報は、実施機関と受託者との間で訴訟となった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。よってこれらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。
- b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検討すると、これらの情報は前述のとおり当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、訴訟を提起された場合に相手方が市の検討方針に応じた対応策を講じるなど、実施機関の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示するとなると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。

- c したがって、当該文書が条例第7条第6号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 条例第7条第7号該当性について

- a 当該文書は、「国等との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当する。
- b 次に、当該文書が「開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの」に該当するかについて検討する。

当該文書には、再委託の事実を認定する意思決定の過程に係る検討内容が記載されているほか、国との連絡や国の検査手法に関するものも記載されている。これらの情報を開示した場合には、検査先が国の検査手法に応じた対応策を講じることが可能となるなど、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となるなど、今後の国の検査活動に支障を生じさせるおそれが認められ、そのことにより、「国との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」と考えられる。

- c したがって、当該文書が第7条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

キ 「受託者の調査に係る資料」について

(ア) 条例第7条第6号該当性について

- a 当該文書には、本市が行った受託者及び再委託先の調査に係ることで、任意の協力により得られた情報をもとに再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されており、受託者に対する調査で実施機関が把握した受託者の主張に係る資料を市がどのように保有し、又は把握しているかに関する情報が記載されている。そして、これらの情報は、実施機関と受託者との間で訴訟となった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。よってこれらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。
- b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検討すると、これらの情報は当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、将来訴訟を提起された場合における実施機関の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。
- c 加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示するとなると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。
- d 以上より、当該文書を本件条例第7条第6号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ク 「再委託先の調査に係る資料」について

(ア) 条例第7条第3号イ該当性について

- a 当該文書の内容は、本件条例第7条第3号にいう「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。
- b 次に、当該文書が同号イの「実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの」に該当するかについて検討する。

当審議会が確認したところ、再委託先から実施機関に提出された文書は再委託先が当該情報を公にしないことを条件に提出されたものであることが認められる。したがって、実施機関が「再委託先からは、公にしないとの約束の下に事案解明のための情報を得たもの」とであると主張する点について、不自然、不合理な点は認められない。

また、「再委託先名」については、これを公にすると、再委託先にも法令違反があったと誤認させ、再委託先の名誉、社会的評価等が損なわれる蓋然性が高いと認められる点は、前述のとおりである。また、当該文書には、実施機関が行った再委託先の調査に係ることで再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されており、当該再委託先と委託先との取引関係に関する営業上の内部管理情報や、当該再委託先が公表していない事業上の情報が記載されている。これは当該再委託先にとって秘匿性の高い内部情報であり、これを公にした場合、再委託先の上記情報が同業他社等に知られ、今後の営業活動等に支障を生じる蓋然性が高い情報であると認められる。このような再委託先の置かれた状況及び提供を受ける情報の性質等に照らすと、再委託先から再委託先名を公にしないとの約束の下に任意の情報提供を受けることを約束することは、事案解明のために必要かつ有効な手段であると認められ、「当該約束の締結が状況に照らして合理的である」と認められる。

- c したがって、当該文書を条例第7条第3号イに該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第6号該当性について

- a 当該文書には、本市が行った受託者及び再委託先の調査に係ることで、任意の協力により得られた情報をもとに再委託の事実を認定する根拠となる内容が記載されており、受託者に対する調査で実施機関が把握した受託者の主張に係る資料を市がどのように保有し、又は把握しているかに関する情報が記載されている。そして、これらの情報は、実施機関と受託者との間で訴訟となった場合には、当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であると認められる。よってこれらの情報は、「争訟」に関する情報に該当する。
- b 次に、当該訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか検討すると、これらの情報は当該訴訟における重要な証拠となりうる情報であって、これらを開示すると、将来訴訟を提起された場合における実施機関の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって、実施機関の訴訟追行事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。
- c 加えて、本件のような法令違反・契約違反の疑いのある事案における「検査」や「調査」事務について、任意の協力のもとに得られた情報を開示するとなると、今後、同種の「検査」や「調査」の事務を行う場合に、相手方が適切な回答を行わなくなるなど、将来の同種の「検査」「調査」事務の「適正な遂行に支障が生じるおそれ」があると認められる。
- d 以上より、当該文書を本件条例第7条第6号に該当するものとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和４年（２０２２年） ８月２９日	熊本市長から諮問（令和４年（２０２２年）８月 ２９日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和６年（２０２４年） １０月４日	諮問の審議を行った。
令和６年（２０２４年） １１月１日	答申案の審議を行った。
令和６年（２０２４年） １２月６日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） １月１０日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ２日７日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ３日７日	答申案の審議を行った。